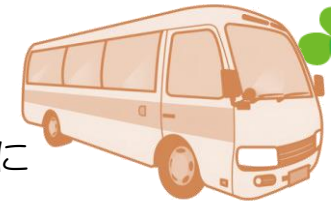

高齢者のいきいき活動促進のために

社会福祉協議会のマイクロバスの利用をしやすくなりました

新型コロナウイルス感染症対策の大幅な緩和を受け、人々の日常活動の活発化が期待されています。

大河原町社会福祉協議会では、これまで閉じこもり気味になっていた高齢者の外出促進や高齢者を中心としたサロン等の活動の活性化と地域のつながりの再生を目指して、社協マイクロバスを利用しやすくなりました。

これから外出が楽しい季節。社協のマイクロバスを利用して、いきいき活動をしてみませんか。

1. 社協のマイクロバスが利用できる高齢者団体等

①社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン事業」の助成金を受けているサロン、または本年度中に助成の申請を予定しているサロン（高齢者団体）

②上記「サロン事業」の助成は受けていないが、自主運営団体として社会福祉協議会に届け出している高齢者活動の団体

③大河原町（役場）より老人クラブ活動補助金を受けている老人クラブまたは当該年度に助成金の申請を予定するサロン

2. 利用回数と負担など

①マイクロバスは日帰りを原則として、1団体につき年度内に２回、２日間までの利用ができます。

②マイクロバスを利用したときは、１回目は使用した燃料代、２回目は使用した燃料代と運転手にかかる負担として社会福祉協議会の団体会費相当分（6,000円以上）を負担してください。

＊マイクロバス利用の申請、自主運営団体の届け出などのほか、わからないことがあれば気軽にお問い合わせください。

＊本事業は、生活支援体制整備事業の一環として実施します。

令和5年4月

社会福祉法人　大河原町社会福祉協議会